

森町電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地球温暖化防止並びに通勤通学支援、子育て支援及び高齢者の移動支援並びに健康増進に係る自転車利用を促進することを目的として、電動アシスト自転車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に定める基準を備えたもの。以下「自転車」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において森町電動アシスト自転車購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。
- (2) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 町内に住所を有している者
- (2) 自転車を購入した日現在で18歳以上の者
- (3) 町税等の滞納がない者（同一世帯に属する者を含む。）
- (4) 森町暴力団排除条例（平成23年森町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる要件のいずれにも該当する車両本体の購入に要する経費とする。ただし、町長が必要と認めた経費については、この限りでない。

- (1) 自転車販売店から、新品で購入した自転車であること。
- (2) 防犯登録を受けた自転車であること。
- (3) 主として営利を目的とする活動に用いるための自転車でないこと。

- (4) 補助対象者又は補助対象者と同一世帯に属する者が使用すること。
- (5) 当該自転車の型式が道路交通法施行規則第39条の3の認定を受けていること。
- (6) 自転車損害賠償保険等に加入すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、車両本体の購入費（消費税及び地方消費税を含む。）に3分の1を乗じて得た額とし、町内の販売店から購入した自転車は30,000円を限度とし、町外の販売店から購入した自転車は20,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 補助金の交付は、1世帯につき自転車1台限りとする。ただし、当該自転車の購入日から起算して3年を経過した場合は、更に別の1台について、補助金の交付を受けることができる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、森町電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 購入した自転車に係る領収書（購入日、申請者名、品名、販売店名及び車両本体価格が記載されているもの）の写し（車両本体価格が明記されていない場合は、併せて内訳の分かる見積書等の写し）
- (2) 購入した自転車に係るメーカー保証書の写し
- (3) 防犯登録証の写し
- (4) 自転車損害賠償保険等に加入したことが分かる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出は、当該自転車を購入した日から起算して3か月以内に行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、森町電動アシスト自転車購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用の期間)

第8条 当該自転車の使用者は、自転車を購入した日から起算して3年間継続して使用しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、前条に定める期間において、補助事業により取得した自転車を、町長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金交付者は、前項に規定する町長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ森町電動アシスト自転車購入費補助金に係る処分承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第10条 町長は、補助金交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の条件に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は第8条に定める使用期間を月数に換算したのから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の返還を命ずるものとする。

（加算金）

第12条 補助金交付者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、森町補助金等交付規則第18条の規定に準じて、加算金を町に納付しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に自転車を購入した者について適用する。

様式第1号(第6条関係)
 様式第1号(第6条関係)

森町電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

森町長 氏 名 様

森町電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の申請及び請求をします。

なお、補助金の申請に当たり、私の世帯について、町税等の滞納がないことを宣誓し、町による住民基本台帳、税務資料の閲覧を認めます。

記

申請者 (補助対象者)	住所	〒 〇 〇 〇 静岡県周智郡森町		
	フリガナ	-----		
	氏名	〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		
	電話番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
	生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)		
使用者 ※申請者と使用者 が異なる場合記入	フリガナ	-----		
	氏名	-----		
	生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)		
	申請者との関係	-----		
購入自転車	メーカー名	-----	型番	-----
販売店名	-----			
車両本体価格	円 (消費税を含んだ額)			
交付申請額 及び請求額	円	車両本体購入費の3分の1 町内販売店で購入：上限30,000円 町外販売店で購入：上限20,000円 1,000円未満切捨て		
宣誓事項	<input type="checkbox"/> 申請者及び使用者は、森町暴力団排除条例(平成23年森町条例第18号)第2条第3号に該当しません。 <input type="checkbox"/> 主として営利を目的とする活動に用いる自転車ではありません。 <input type="checkbox"/> 当該自転車購入日から起算して3年間継続して使用します。 <input type="checkbox"/> 要綱第9条第1項に該当する行為はしない(させない)ことを誓います。			

補助金の振込先 (申請者の口座)	金融機関名	銀行 農協 信用金庫	本店 支店 支所
	口座番号	普通 ・ 当座	No.
	(ふりがな) 口座名義人		

- 添付書類 ①購入した自転車に係る領収書等の写し
 ②メーカー保証書の写し
 ③防犯登録証の写し
 ④自転車損害賠償保険等に加入したことが分かる書類の写し
 ⑤その他必要書類

様式第2号(第7条関係)
様式第2号(第7条関係)

第 年 月 日

様

森町長 氏 名 印

森町電動アシスト自転車購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった森町電動アシスト自転車購入費補助金の交付については、
下記のとおり交付する（交付しない）ことに決定したので通知します。

記

- 1 決定金額 金 円
- 2 支払方法 指定された金融機関の口座に振り込みます。

（交付しないことに決定した理由）

年 月 日

森町長 氏 名 様

申請者 住 所
氏 名

森町電動アシスト自転車購入費補助金に係る処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった補助事業により取得した財産を処分したいので、森町電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

目的外使用	売却	譲渡	交換	廃棄	貸与	担保	その他
-------	----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に []

2 処分の時期 年 月 日

3 処分の理由